

# 美作市スクールバス運行業務委託プロポーザル選定審査要領

## 1 趣旨

この要領は、美作市スクールバス運行業務委託プロポーザルにおける提案事業者のうちから、本市にとって最も適した事業者を選定するため、必要な事項を定めるものとする。

## 2 事業者選定方法

- (1) プロポーザル参加者が提出した提案書、関係書類、プレゼンテーション及びヒアリングの内容について提案限度額内の見積価格で提案した者のうち、美作市スクールバス運行業務委託プロポーザル審査委員会が、別表「評価基準表」に基づき評価し、提案者ごとの評価点を算出し、総評価点が最も高い順から最優秀者と次点者各1者を選定する。（「3 最低基準点」に定める最低基準点未満の者を除く。）
- (2) 評価点が同点の場合は、見積価格がより安価である者を選定する。
- (3) プロポーザル参加者が1者であっても、「3 最低基準点」に定める最低基準点以上のときは、受託候補者として選定する。

## 3 最低基準点

総評価点のうち基準点の満点（100点）の6割以上（60点）を最低基準点とする。

(別表)

## 評価基準表

			配点	評価配分 (○で囲む)					点数
				A	B	C	D	E	
提案者の信用度	様式3「会社概要書」	業務を確実に遂行できる組織・経営の安定安全性、経営基盤の評価	10	10	8	6	2	1	
業務実施体制	様式7「業務実施体制調書」	運行のための体制、業務実施にあたっての準備体制の評価	10	10	8	6	2	1	
安全管理体制	様式8「安全運行と緊急時の対応について」	事故防止策及びその取り組み、安全運行への研修、健康管理体制の評価	20	20	16	12	4	2	
		事故や災害発生時の体制確保及び対応の評価	20	20	16	12	4	2	
児童生徒等への配慮	様式9「児童生徒等への配慮について」	児童生徒等への配慮方針の評価	10	10	8	6	2	1	
学校への対応	様式10「学校からの指示に対する対応について」	自然災害時の安全点検、運行時刻や乗降場所の変更に対する対応評価	10	10	8	6	2	1	
見積金額	様式11「見積書」	適正な価格による見積額の算定評価	10	10	8	6	2	1	
プレゼンテーション		業務への意欲、実行力を感じられるか	10	10	8	6	2	1	
総評価点 (100点満点)				合 計					